

訓令甲第1号

警視庁警備規程を次のように定める。

昭和39年1月10日

警視総監 原 文兵衛

警視庁警備規程

目次

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 警備実施の組織

第1節 警備本部

第1款 通則 (第4条—第12条)

第2款 [REDACTED] (第13条—第15条)

第3款 [REDACTED] (第16条—第19条)

第4款 [REDACTED] (第20条—第22条)

第5款 [REDACTED] (第23条—第25条)

第6款 [REDACTED] の特例 (第26条)

第7款 [REDACTED] (第27条・第28条)

第8款 現場統括指揮官 (第29条—第31条)

第2節 部隊本部 (第32条—第37条)

第3節 部隊編成

第1款 通則 (第38条—第42条)

第2款 一般部隊の編成 (第43条—第50条)

第3款 特科部隊の編成 (第51条・第52条)

第4款 [REDACTED] の編成 (第53条—第56条)

第5款 重要事案に対する部隊編成 (第57条)

第3章 平素における措置

第1節 態勢の整備 (第58条—第63条)

第2節 警備計画 (第64条—第75条)

第4章 招集及び応援

第1節 招集

第1款 通則（第76条—第83条）

第2款 招集の発令及び伝達（第84条—第95条）

第3款 応招（第96条—第102条）

第2節 応援要請及び派遣

第1款 管内の応援要請及び派遣（第103条・第104条）

第2款 管外の応援要請及び派遣（第105条—第109条）

第5章 警備実施

第1節 通則（第110条—第118条）

第2節 各種警備実施の指針

第1款 治安警備（第119条—第121条）

第2款 災害警備（第122条—第125条）

第3款 雜踏警備（第126条—第128条）

第3節 警備要員の心得（第129条—第132条）

第4節 待機及び出動（第133条—第137条）

第6章 緊急事態（第138条・第139条）

第7章 報告連絡（第140条—第151条）

第8章 補則（第152条—第154条）

付則

第1章 総則

（この規程の目的）

第1条 この規程は、警視庁警備実施要則（昭和39年1月10日東京都公安委員会規程第1号）に基づき、警視庁における警備警察の適正な運用を図るため、警備実施にあたり守るべき心構え、警備実施計画、警備実施要領、その他警備実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務の優先）

第2条 警備実施に関する事務は、原則として他の一般事務に優先するものとする。

（用語の定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画責任者 部長、学校長、方面本部長、犯罪抑止対策本部長、人身安全関連事案総合対策本部長、サイバーセキュリティ対策本部本部長、オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部長、機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長をいう。
- (2) 警備要員 警察官及び所属長が指定する警察行政職員をいう。
- (3) 当務員 所定の勤務時間内に就勤している警備要員をいう。
- (4) 非番員 当務員以外の警備要員をいう。
- (5) 指定警備要員 所属長があらかじめ指定する警備要員をいう。
- (6) 基礎隊 連合編成をするため、所属において編成する部隊をいう。
- (7) 連合隊 基礎隊を連合して編成する部隊をいう。
- (8) 特別派遣 警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定による援助の要求に基づく、道府県警察から警視庁への派遣及び警視庁から道府県警察への派遣をいう。

第2章 警備実施の組織

第1節 警備本部

第1款 通則

(警備本部の種別)

第4条 警備本部の種別は、次のとおりとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
 - ア [REDACTED]
 - イ [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
 - ア [REDACTED]
 - イ [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
 - ア [REDACTED]
 - イ [REDACTED]

2 [REDACTED]

(警備本部の設置基準)

第5条 前条第1項の警備本部の設置基準は、原則として、次によるものとする。

- (1) [REDACTED]
 - ア [REDACTED]

1

(2)

(3)

(1)

元

1

2

(1)

(2)

3

(警備本部の構成)

第6条 警備本部は、[REDACTED]をもつて構成する。

2 前項に定めるもののほか、
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

第7条 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

第8条 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

第9条 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

第10条 [REDACTED]

種別	区分	班別	所掌事務
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

第11条 [REDACTED]

第12条 [REDACTED]

第2款 [REDACTED]

第13条 [REDACTED]

2 [REDACTED]

第14条 [REDACTED]

種別	区分	幕	僚
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

の事務分掌)

第15条

第3款

第16条

第17条

第18条

種別	区分	幕僚

3 [REDACTED]

[REDACTED] の事務分掌)

第19条 [REDACTED]

第4款 [REDACTED]

第20条 [REDACTED]

第21条 [REDACTED]

[REDACTED] の事務分掌及び応援要請)

第22条 [REDACTED]

2 [REDACTED]

3 [REDACTED]

第5款 [REDACTED]

第23条 [REDACTED]

2 [REDACTED]

第24条 [REDACTED]

[REDACTED] の事務分掌)

第25条 [REDACTED]

2 [REDACTED]

3 [REDACTED]

第6款 [REDACTED]

[REDACTED] の事務処理)

第26条 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第7款 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第27条 [REDACTED]

2 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

第28条 [REDACTED]

[REDACTED]

第8款 現場統括指揮官

(現場統括指揮官)

第29条 現場統括指揮官には、[REDACTED]

2 [REDACTED]

(現場統括指揮官 [REDACTED])

第30条 現場統括指揮官 [REDACTED]

[REDACTED]

(現場統括指揮官の事務分掌)

第31条 現場統括指揮官は、[REDACTED]

[REDACTED]

第2節 部隊本部

(部隊本部の種別及び設置基準)

第32条 部隊本部の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

2 [REDACTED]

(部隊本部の構成)

第33条 部隊本部は、[REDACTED]をもつて構成する。

(部隊本部の事務分掌)

第34条 部隊本部の所掌事務は、原則として次表に掲げるとおりとする。[REDACTED]

班	所掌事務
[REDACTED]	[REDACTED]

2. [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第35条 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第36条 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

第37条 [REDACTED]

第3節 部隊編成

第1款 通則

(警備部隊の区分)

第38条 警備部隊は、一般部隊及び特科部隊に区分する。

2 一般部隊には、次の各号に掲げる部隊をあてるものとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
- (5) [REDACTED]

3 特科部隊には、次の各号に掲げる部隊をあてるものとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]

4 特科部隊は、任務別に情報、捜査、鑑識、広報、補給、救護、交通、通信の隊に区分し、[REDACTED]

(一般部隊の単位及び編成基準)

第39条 一般部隊の単位は、連隊、大隊、中隊、小隊及び分隊とし、その編成は原則として次の各号によるものとする。

(1) 連隊は、連隊本部及び3個の大隊をもつて編成し、[REDACTED]

[REDACTED]

(2) 大隊は、大隊本部及び3個の中隊をもつて編成し、[REDACTED]

[REDACTED]

(3) 中隊は、3個の小隊をもつて編成し、[REDACTED]

(4) 小隊は、3個の分隊をもつて編成し、[REDACTED]

(5) 分隊は、分隊長以下11名をもつて編成し、[REDACTED]

(特科部隊の単位及び編成基準)

第40条 特科部隊の単位は、[REDACTED] とし、その編成基準は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) [REDACTED]
- [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]の基準)

第41条 [REDACTED]

[REDACTED]ものとし、その基準はおおむね次の各号によるものとする。

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
(部隊の呼称)

第42条 一般部隊の呼称は、次の各号によるものとする。

(1) [REDACTED]
[REDACTED](2) [REDACTED]
[REDACTED]

(3) 管外に派遣された部隊の呼称は、警視庁名を冠し、各部隊単位の呼称については、前各号に準ずること。

2 特科部隊の呼称は、次の各号によるものとする。

(1) [REDACTED]
[REDACTED](2) [REDACTED]
[REDACTED]

(3) 管外に派遣された部隊の呼称は警視庁名を冠し、部隊単位の呼称は、前各号に準ずること。

第2款 一般部隊の編成

(機動隊の編成要領)

第43条 [REDACTED]
[REDACTED]

([REDACTED]の編成要領)

第44条 [REDACTED]

[REDACTED] の編成種別)

第45条 [REDACTED]

[REDACTED] の編成要領)

第46条 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

2 [REDACTED]

第47条 削除

[REDACTED] の指名)

第48条 [REDACTED]

[REDACTED]

2 [REDACTED]

[REDACTED] の指定基準)

第49条 [REDACTED]

[REDACTED]

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED] の編成要領)

第50条 [REDACTED]

[REDACTED]

2 [REDACTED]

[REDACTED]

第3款 特科部隊の編成

[REDACTED] の編成要領)

第51条 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

2 [REDACTED]

[REDACTED] (の編成要領)

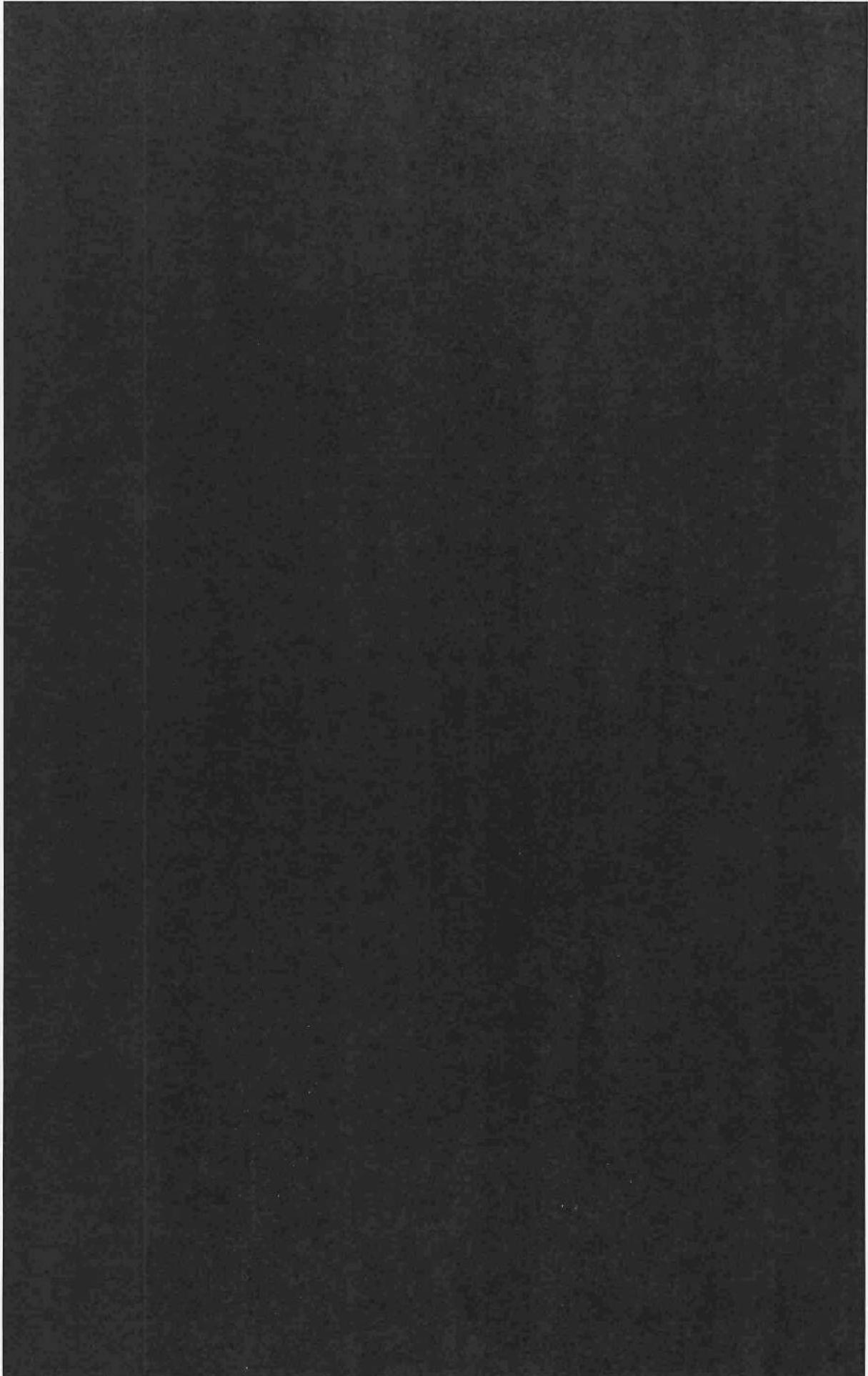
第52条 [REDACTED]

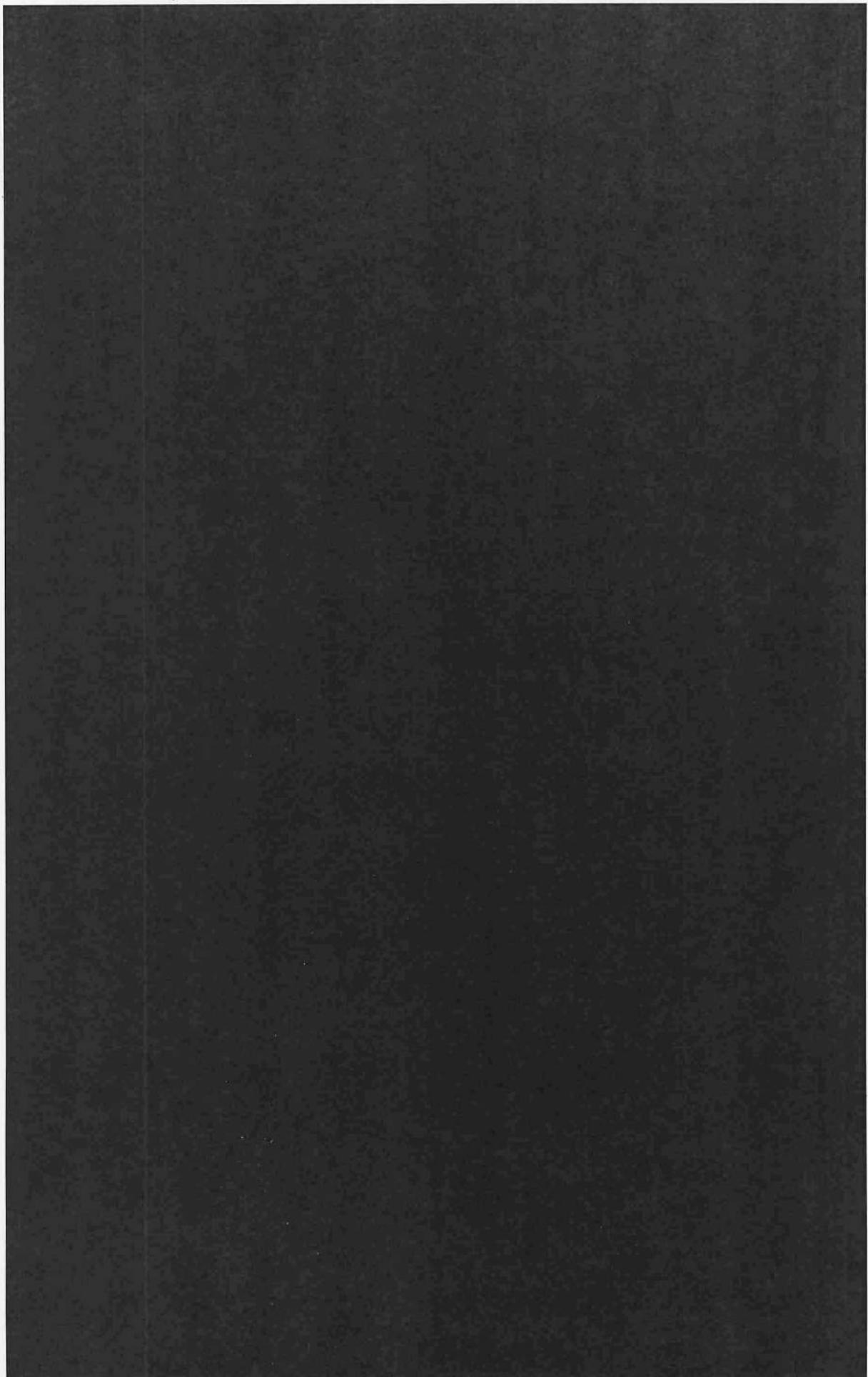
第4款 [REDACTED] の編成

[REDACTED] (の編成)

第53条 [REDACTED] の編成区分は、原則として次表に掲げるとおりとする。

種 別	区 分		
	編 成 部 隊 名	編 成 所 属	計 画 責 任 者
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]





の編成要領)

第54条

([REDACTED] の編成上の注意事項)

第55条 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED] の特例)

第56条 [REDACTED]

2 [REDACTED]

第5款 重要事案に対する部隊編成

([REDACTED] の編成)

第57条 [REDACTED]

2 [REDACTED]

第3章 平素における措置

第1節 態勢の整備

(警備部長の行なう教養訓練)

第58条 警備部長は、警備要員に対し警備技能の向上を図るために、警務部長と協議のうえ次の各号に掲げる事項について、計画的な教養訓練を行なわなければならない。

- (1) 警備実施に必要な関係法規に関すること。
- (2) 警備部隊の指揮運用に関すること。
- (3) 部隊活動の基本及び応用に関すること。
- (4) 装備資器材等の使用技術に関すること。
- (5) 前各号のほか、警備実施上必要な知識技術に関すること。

(所属長の行なう教養訓練)

第59条 所属長は、警備要員に対し警備部長の定める教養訓練の方針に基づき、平素からあらゆ

る機会を活用し、警備事象に即応した教養訓練を計画的に行ない、警備技能の向上に努めなければならない。

(通信組織の確立)

第60条 総務部長は、警備実施に対処するため平素から東京都警察情報通信部長と緊密な連絡を保持し、通信態勢の確立を図らなければならない。

(関係機関との協力)

第61条 計画責任者は、警備実施上関係のある諸機関と平素から連絡協調を密にし、総合的な警備態勢を確立しておかなければならない。

(装備資器材等の確保及び整備)

第62条 所属長は、平素から装備資器材等を整備しておくとともに破損等のものについては、そのつど補修しておかなければならない。

(現有装備不足の場合借入計画)

第63条 総務部長は、現有装備資器材等の不足が生ずる場合に備え、自衛隊との協定等に基づき、警備部長と協議のうえ、次の各号に掲げる装備等の借入れについて具体的に計画を策定しておかなければならない。

- (1) 宿営用物品
- (2) 炊さん用物品
- (3) 非常用食料
- (4) 車両、船舶及び航空機
- (5) 通信用機械
- (6) 宿泊、待機、集結及び炊さんに必要な施設
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な装備資器材

2 総務部長及び警察署長は、関係者から輸送用自動車及び船舶の借入れについて様式第1（自動車及び船舶借受調）により具体的な計画を策定しておかなければならない。

第2節 警備計画

([REDACTED])

第64条 [REDACTED]

[REDACTED]

([REDACTED])

第65条 [REDACTED]

[REDACTED]
(基礎調査)

第66条 [REDACTED] 様式第2に
よる基礎調査表を作成しておかなければならぬ。

2 [REDACTED]
[REDACTED]

(重要防護対象の指定)

第67条 [REDACTED]
[REDACTED]
2 [REDACTED]
[REDACTED]
3 [REDACTED]
[REDACTED]

(基礎計画)

第68条 計画責任者は、警備実施に必要な基礎的な資料とするため、様式第3による基礎計画表を作成しなければならぬ。

(警備要員に関する調査)

第69条 所属長は、警備要員について、次の各号に掲げる事項を調査作成しておかなければならぬ。

- (1) 所属警備要員のうち [REDACTED] については、様式第4の [REDACTED] によること。
- (2) 所属警備要員の [REDACTED] については、様式第5の [REDACTED] によること。
- (3) [REDACTED] については [REDACTED] 様式第6の [REDACTED] によること。
[REDACTED]

第70条 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(実施計画の策定)

第71条 計画責任者は、平素から情勢判断を的確に行ない、関係機関との連絡を密にし、事案の発生が予想される場合は、すみやかに実施計画を策定するものとする。

(現地実査)

第72条 計画責任者は、実施計画の策定にあたつては、警備事案の発生が予想される地域について、次の各号に掲げる事項を必要により実査しなければならない。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
- (5) [REDACTED]
- (6) [REDACTED]
- (7) [REDACTED]
- (8) [REDACTED]
- (9) [REDACTED]

(実施計画の策定事項)

第73条 実施計画は、おおむね次の各号に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) 警備態勢
 - ア 警備方針
 - イ 警備本部組織及び運用
 - ウ 部隊編成及び輸送の方法
 - エ 部隊の任務及び配置運用
 - オ 警備措置
- (2) 警備活動上の注意事項
- (3) 服装、装備及び給食
- (4) 検査活動
- (5) 通信連絡
- (6) 前各号のほか警備実施に必要な事項

(実施計画策定上の注意事項)

第74条 実施計画の策定にあたつては、次の各号の事項に留意し、総合的、かつ、弾力性のある計画を策定しなければならない。

- (1) 第64条 ([REDACTED])、第66条（基礎調査）及び第68条（基礎計画）に規定するそれ

ぞれの資料を活用して計画をたてること。

- (2) 過去の警備教訓を活用して実行可能な計画をたてること。
- (3) 逐次入手する情報に基づいて補正し、実情に応じた計画をたてること。

(警備会議)

第75条 計画責任者は、警備態勢等を確立するため、警備会議を開く必要があると認めるときは、次に掲げる関係者の全部又は一部の出席を求めて警備会議を開催することができる。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]

第4章 招集及び応援

第1節 招集

第1款 通則

(招集の種別)

第76条 招集の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]

(招集権者)

第77条 警備要員の招集は、第5条に規定する警備本部の設置基準に該当する警備事案が発生し、又は発生するおそれがある場合に、[REDACTED] 次の各号に掲げる区分により発令するものとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- 2 [REDACTED]

[REDACTED] 招集の発令を命ずることができ
る。

(警察行政職員の警備要員の指定)

第78条 所属長は、警察行政職員のうち、[REDACTED]

[REDACTED] を警備要員として指定しておかなければならぬ。

(指定警備要員の指定)

第78条の2 所属長は、指定警備要員の指定に当たっては、所属の実情を考慮し、必要と認める者を指定しておかなければならぬ。

(応招及び伝達免除者)

第79条 警備要員のうち、次の各号に掲げるものは、応招を免除するものとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
[REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
- (5) [REDACTED]

2 前項第1号から第4号までに掲げる警備要員に対しては、招集命令の伝達を行なわないものとする。

(残留要員)

第80条 所属長は、原則として次の各号に該当する警備要員を、招集（編成）の際ににおける残留要員（最大動員の場合を除く。）として指定しておかなければならぬ。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
- (5) [REDACTED]
[REDACTED]
- (6) [REDACTED]
- (7) [REDACTED]

2 前項に規定する残留要員の指定にあたつては、[REDACTED]
[REDACTED]

第81条から第83条まで 削除

第2款 招集の発令及び伝達

(招集命令の内容)

第84条 招集権者は、次の事項を明示して、招集を発令するものとする。

- (1) 招集の種別
- (2) 招集の範囲（区域及び係、中隊等の別）

(3) 応招の場所

(4) 服装、携行品その他必要と認める事項

(招集命令の伝達)

第85条

2

3

4

5

6

(当庁以外の警察職員に対する招集命令の伝達)

第86条

(警備要員の心構え)

第87条 警備要員は、[REDACTED] 次の事項に留意しなければならない。

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

第88条から第95条まで 削除

第3款 応招

(応招場所)

第96条 警備要員の応招又は参集（第97条及び第100条から第102条までにおいて、総称して「応招」という。）の場所は、[REDACTED]

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

- (3) [REDACTED]
[REDACTED]
(4) [REDACTED]
[REDACTED]

2 大地震等により、前項に規定する場所に応招するに当たつて、真にやむを得ない理由のある場合は、[REDACTED]

- [REDACTED]
[REDACTED]

(庁舎が災害等により招集できない場合の応招場所の指定)

第97条 所属長は、庁舎の災害その他の事由により警備要員がその所属に応招できない場合 [REDACTED]

- 2 [REDACTED]
(1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]

(招集命令による応招)

第98条 招集命令の伝達を受けた警備要員は、第79条第1項に規定する応招免除者及び第80条に規定する残留要員として指定された者を除き、すみやかに応招して、所属長の指揮を受けなければならない。ただし、応招該当者が招集命令伝達者に指定されている場合は、伝達事務の終了後応招するものとする。

(自主参集)

第99条 当務員以外の警備要員は、次の事項を知った場合は、招集命令を待たずに参集し、所属長の指揮を受けなければならない。

- (1) [REDACTED]
(2) 東京都（島部を除く。以下同じ。）に大規模な災害が発生したとき。
(3) 東京都に震度6弱以上の地震が発生したとき。
(4) 東海地震注意情報が発表されたこと又は警戒宣言が発せられたことを知ったとき。
(5) [REDACTED]

(指定警備要員の参集)

第99条の2 東京都に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は、招集命令を待たずに参集しなければならない。

(警報発表時の心構え)

第99条の3 警備要員は、気象庁から東京都に大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、洪水警報、高潮警報、大津波警報及び津波警報が発表されたときは、解除になるまで、いつでも応招できるようにしておかなければならない。

(応招者の服装)

第100条 応招者の服装は、原則として次の号に定めるとおりとする。

- (1) 制服勤務員は、基本の服装とし、編上靴を着用すること。
- (2) 私服勤務員は、部隊活動に適する服装装備とすること。

2 季節、天候及び任務の特殊性又は道府県警察に対する特別派遣等のため前項に規定する服装と異なるものとする場合には、発令権者がその都度指示するものとする。

(応招者の受付)

第101条 所属長は、警備要員の応招に当たつては、様式第9の応招者受付表により所要の人員をもつて受け行わせるとともに、服装及び装備の点検を行わなければならない。

(応招者の部隊編成)

第102条 所属長は、警備要員が応招した場合はこれを掌握して、第2章第3節に規定する部隊編成要領に従い、それぞれ部隊編成を行ない、待機又は指定の場所への集結等の措置をとらなければならない。

2 各部長は、応招又は参集する警備要員の連合編成を必要とするときは、前項に基づく部隊編成要領によるものとする。

第2節 応援要請及び派遣

第1款 管内の応援要請及び派遣

([] の応援要請)

第103条 [] 警備実施にあたつて応援要請の必要があると認めるときは、

[] に要請するものとする。 []

2 [] 警備実施に際し、[] 応援要請の必要があると認めるときは、[] 応援を要請することができる。 []

([] の応援派遣)

第104条 []

所要の部隊を派遣しなければならない。

2 前項の規定により派遣された警備部隊は、派遣先の指揮系統に従い、警備活動を行なうものとする。

第2款 管外の派遣要請及び派遣
(警察庁及び道府県警察に対する派遣要請)

第105条 警察庁又は道府県警察に対し派遣の要請を行なう必要のある場合は、警備部長は、各部長と協議しなければならない。

2 前項に規定する派遣要請は、総務部長が所要の手続を経た上、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により行なうものとする。ただし、急を要するときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 特別派遣部隊の任務
- (3) 特別派遣部隊の人員及び装備資器材等
- (4) 特別派遣の期間
- (5) 特別派遣部隊の到着希望日時及び場所

3 道府県警察に対し、派遣要請を行なう場合は、あらかじめ前項各号に掲げる事項を文書により警察庁に連絡しなければならない。

(特別派遣部隊の受入態勢)

第106条 総務部長は、特別派遣部隊の受入れに当たつては、関係部長と協議の上、次の各号により受入態勢の適正を図らなければならない。

- (1) 特別派遣部隊に対しては、宿泊施設、輸送車両及び給食、給与等の補給の適正を期すること。
- (2) 現有装備資器材等に不足を生ずる場合においては、第63条に規定する借入計画に基づいて、必要な装備資器材等の借受措置を講じ、特別派遣部隊受入時の態勢を確立すること。
- (3) 特別派遣部隊の宿舎には、所要の連絡員を配置し、部隊及び関係向きとの連絡等に充てるこ。
- (4) 特別派遣部隊の出動及び部隊活動並びに帰隊等に当たつては、所要の交通取締用自動二輪車、無線自動車を配置し、先導連絡に当たること。

(特別派遣部隊の運用)

第107条 道府県警察から派遣された特別派遣部隊の指揮運用は、

が行なうものとする。

2 特別派遣部隊の指揮に当たつては、

3 警務部長は、警備部長と協議の上、特別派遣部隊の現場活動の適正を期すため、

(管外に対する特別派遣)

第108条 警察庁長官から特別派遣命令を受け、又は道府県公安委員会から派遣要請を受けた場合においては、総務部長は、関係部長と協議の上、所要の手続を経て特別派遣部隊を派遣しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により部隊を派遣するときは、次の各号に掲げる事項を速やかに文書により派遣先道府県公安委員会に連絡しなければならない。

- (1) 特別派遣部隊の人員及び装備資器材等
 - (2) 特別派遣部隊の長の階級及び氏名
 - (3) 特別派遣部隊の到着予定日時及び場所
 - (4) 特別派遣部隊の服装
 - (5) 特別派遣部隊の輸送の方法及び経路

3 前2項の規定は、装備資器材等のみの支援要請を受けた場合について準用するものとする。

(派遣部隊の順位)

第109条 道府県警察に派遣する場合の部隊は、原則として次の各号に掲げる順位によるものとする。

- (1) [REDACTED]
 - (2) [REDACTED]
 - (3) [REDACTED]
 - (4) [REDACTED]

第5章 警備実施

第1節 通則

(警備実施の種別)

第110条 警備実施の種別及び意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 治安警備 労働運動、学生運動、市民運動、農漁民運動等の大衆運動に伴つて犯罪が発生し、又は発生するおそれがある場合において、部隊活動により犯罪を未然に防止し、又は犯罪が発生した場合の違法状態を收拾する警備活動をいう。

(2) 災害警備 台風、地震、噴火その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、主として部隊活動により、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難、誘導及び救助並びに犯罪の予防、交通の制限等を行なう警備活動をいう。

(3) 雜踏警備 祭礼、花火大会、興行、競技等の開催で特定の場所に多数人が一時的に集合することにより、事故若しくは混乱等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、主として部隊活動により事故又は紛争等を防止するため、混雑緩和及び犯罪の予防、交通の制限等を行なう警備活動をいう。

([REDACTED])

第111条 [REDACTED]

(警備本部及び部隊本部の設置場所の選定)

第112条 警備本部及び部隊本部の設置場所の選定にあたっては、[REDACTED]

(通信連絡の確保)

第113条 部隊活動にあたっては、警備本部、部隊本部、関係機関等相互間の通信連絡の円滑を図るため、通信機能の保守管理の適正を期さなければならない。

(交通の確保)

第114条 [REDACTED]

(補給の確保)

第115条 [REDACTED]

(広報実施上の注意事項)

第116条 広報活動は、[REDACTED]

[REDACTED] 次の各号に掲げる事項に留意して行なわなければならない。

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

(現場捜査活動)

第117条 現場における捜査活動を行なうにあたつては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）によるほか、次の各号の事項に留意しなければならない。

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

(武器の使用)

第118条 部隊活動において、けん銃、特殊銃、警棒等を武器として使用する場合は、[REDACTED]

2 前項に規定するけん銃、特殊銃、警棒等の使用については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成14年国家公安委員会規則第16号）、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）、警視庁警察官けん銃使用及び取扱規程（平成14年3月14日訓令甲第2号）及び警視庁警察官警棒等使用及び取扱規程（平成14年3月14日訓令甲第3号）の定めるところによるものとする。

第2節 各種警備実施の指針

第1款 治安警備

(治安警備の一般方針)

第119条 治安警備においては、[REDACTED]

[REDACTED] 適切な部隊活動を行なつて、治安の維持にあたるものとする。

(予想される事案に対する措置)

第120条 予想される事案に対しては、[REDACTED]

[REDACTED]
2 [REDACTED]

[REDACTED]
3 [REDACTED]

(違法事態の収拾)

第121条 違法事態が発生した場合には、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

第2款 災害警備

(災害警備の一般方針)

第122条 災害警備においては、平素から管内の実態は握に努めるとともに、防災諸機関と緊密な連絡協調を図り、適確な情勢判断に基づき早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行ない、災害時における秩序の維持に努めるものとする。

(災害情報活動)

第123条 災害が予想される場合は、気象観測機関等と緊密な連絡をとり、危険地域を中心に多角的な情報の収集に努め、警備態勢について全般的な情勢判断を行なうとともに、必要な情報伝達及び警報を迅速適確に広報して、人心の安定と予防対策に努めなければならない。

(避難措置)

第124条 避難の指示を行なう場合は、避難の時期、場所、経路、理由及び避難後の措置等を明らかにして行なうものとし、状況の許す限り誘導員、警戒員を配置して避難民の安全及び保護に努めなければならない。

(災害対策本部への要員の派遣)

第125条 東京都災害対策本部が設置された場合においては、所要の要員を当該本部に派遣するものとする。

第3款 雜踏警備

(雑踏警備の一般方針)

第126条 雜踏警備においては、事前に主催者、管理者その他関係者と緊密な連絡をとり、行事の趣旨、内容及び地理的条件、人出の予想等をは握して、情勢判断を適確に行ない、合理的かつ、効果的な部隊運用を行なつて、雑踏事故の防止に努めるものとする。

(雑踏が予想される場合の措置)

第127条 雜踏が予想される各種の行事等が行なわれる場合は、あらかじめ主催者その他の関係者と事前に連絡会議を行ない、必要な予防対策を講ずるとともに、雑踏群衆の性格等を分析し、合理的な警備態勢を確立して、適時要所に部隊を配置し、群衆の整理誘導及び交通規制並びに広報活動を効果的に行なつて雑踏事故の防止に努めなければならない。

(事故及び紛争等が発生した場合の措置)

第128条 事故及び紛争等が発生した場合は、

負傷者の救出、救護等の措置を適切に行なつて事態の早期収拾に努めなければならない。

第3節 警備要員の心得

(警備本部長)

第129条 警備本部長は、警備実施の総括責任者として常に事態の全般的な把握と総合的判断に努め、状況に即応した警備力の重点運用を行なつて、部隊任務の達成を容易ならしめるよう適切に配慮しなければならない。

(警備本部員)

第130条 警備本部員は、所掌事務に関し、指揮系統に従い、進んで意見を具申し、積極的に警備本部長を補佐しなければならない。

2 警備本部員は、命令の伝達にあたつては、誤達の生じないよう注意するとともに警備本部長から命ぜられた場合のほか部隊を指揮してはならない

(部隊指揮官)

第131条 各級部隊指揮官は、警備本部長又は上級指揮官の指揮を受け、その指揮下にある部隊を掌握し、他の部隊と連絡協力して与えられた任務の遂行に努めるとともに

2 各級部隊指揮官は、常に冷静沈着に行動し、命令は具体的、かつ、明確に与えて意図の徹底を図り、部隊が一致団結してその任務の遂行にあたるよう努めるとともに、特に夜間の部隊活動においては、照明具を最大限に活用して指揮掌握に努め、事故の防止にあたらなければならない。

3 各級部隊指揮官は、予想外の事態に遭遇し、状況が急変して上級指揮官の指揮を受けるいとまがなく、かつ、急速に部隊活動を要するときは、自らの判断によりちゅうちよすることなく必要な措置をとらなければならない。この場合、じ後すみやかにその状況を報告して、指揮を受けなければならない。

(部隊員)

第132条 部隊員は、警備方針及び自己の任務を確認するほか、次の各号の事項に留意して適切な警備活動を行なわなければならない。

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

(4) 負傷者等があつた場合は、迅速適切に応急の措置を講ずるとともに、その状況をすみやかに指揮官に報告すること。

(5) [REDACTED]

第4節 待機及び出動

(待機命令)

第133条 警備本部長及び部隊長は、警備事案の発生が具体的に予想される場合において、出動に備える必要があると認めたときは、警備部隊に待機を命ずるものとする。

(出動命令)

第134条 警備本部長及び部隊長は、警備事態の進展及び警備措置の必要性を考慮して、警察部隊に出動を命ずるものとする。

(任務等の示達)

第135条 警備本部長及び部隊長は、前2条に規定する待機若しくは出動を命じ、又は命令を受けたときは、急を要する場合のほか出動部隊員に対し、次の各号に掲げる事項を示達しなければならない。

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

- (4) [REDACTED]
(5) [REDACTED]

(部隊の配置運用)

第136条 警備本部長及び部隊長は、諸般の影響を考慮し、時期、場所及び警備実施上の要点等を検討のうえ、重点的、かつ、合理的な部隊配置を行なわなければならない。

(出動時における待機場所の選定)

第137条 警備本部長及び部隊長は、出動した部隊の待機場所の選定にあたつては、
[REDACTED]
[REDACTED]

第6章 緊急事態

(緊急事態の布告が予想される場合の措置)

第138条 緊急事態の布告が予想される事案が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警備部長は、所要の手続を経て警察庁長官に報告するとともに
事態に即応できるよう初動態勢をとらなければならない。

(関係機関に対する緊急事態の連絡)

第139条 緊急事態が布告され、又はその布告が予想される場合において警備部長は、所要の手続を経て、東京都知事、自衛隊東部方面総監部及び第三管区海上保安本部、東京海上保安部、東京消防庁その他必要な関係機関に連絡し、相互の協力態勢を確保しなければならない。

第7章 報告連絡

([REDACTED]の報告)

第140条 [REDACTED]した場合は、[REDACTED]に報告しなければならない。

2 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]に報告しなければならない。

第141条 削除

(基礎調査表の報告)

第142条 警察署長は、第66条に規定する基礎調査表を作成した場合は、
[REDACTED]
[REDACTED]に報告しなければならない。

([REDACTED])

第143条 [REDACTED]

(基礎計画表の報告)

第144条 計画責任者は、第68条に規定する基礎計画表を作成した場合は、警備部長に報告（通報）しなければならない。この場合警察署長にあつては、方面本部長にも報告するものとする。

第145条 削除

(実施計画の報告)

第146条 所属長は、第71条に規定する警備実施計画を策定した場合は、警備実施を行う前に [REDACTED]

[REDACTED] 報告しなければならない。 [REDACTED]

第147条 削除

(応招者受付状況の報告)

第148条 所属長は、第101条に規定する応招者受付状況を次の各号により [REDACTED] 報告しなければならない。 [REDACTED] 報告するものとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]

(警備実施結果報告)

第149条 所属長は、警備実施に際して、次の各号に掲げる事項について逐次警備部長に報告するとともに、事後一括して、治安警備については様式第10の治安警備実施結果報告により、雑踏警備については様式第11の雑踏警備実施結果報告により、それぞれ翌月5日までに警備部長（ [REDACTED] ）に報告しなければならない。

ただし、第5号から第12号までに掲げる事案が発生した場合は、本文の報告のほか、電話等により速報するとともに、様式第12の警備実施結果報告により速やかに報告するものとする。

- (1) 日時、場所、主催者、参加者及び原因
- (2) 警備態勢
- (3) 部隊の配置運用
- (4) 警備実施の状況

- (5) [REDACTED]
- (6) [REDACTED]
- (7) [REDACTED]
- (8) [REDACTED]
- (9) [REDACTED]
- (10) [REDACTED]
- (11) [REDACTED]
- (12) [REDACTED]

2 所属長は、災害警備の実施結果の報告については、警備部長の定めるところにより報告するものとする。

(災害月報の報告)

第150条 警察署長は、管内に発生した災害状況を様式第1.3の災害月報として作成し、翌月5日までに警備部長（災害対策課災害警備係経由）及び方面本部長に報告しなければならない。

(警察庁に対する報告)

第151条 警備部長は、第3章第2節に規定する警備計画のうち必要事項を警察庁長官に報告するものとする。

第8章 補則

(警備実施要綱)

第152条 第5章第2節に規定する治安警備、災害警備及び雑踏警備の実施にあたって、必要な細部事項は、警備部長が定めるものとする。

(警備日誌)

第153条 警備第一課、災害対策課、方面本部及び警察署に、様式第1.4の警備日誌を備え付け、治安、災害、雑踏等の警戒警備及びその教養訓練を実施したつど所要の事項を記載しておかなければならぬ。

(実施内規)

第154条 計画責任者は、この規程に定める事項を実施するため、警備規程実施内規を定めておかなければならぬ。

2 計画責任者は、前項の規定による内規を制定したとき、及びこれを訂正又は更新した場合は、そのつど警備部長に文書により報告（通報）しなければならない。この場合警察署長にあつては、方面本部長にも報告するものとする。

付 則

この訓令は、昭和39年2月1日から施行する。

自動車及び船舶借受調

種別	型	数	輸送能力	所 在 地	借 入 先		
					名 称	連絡責任者	電 話
自動車							
船舶							

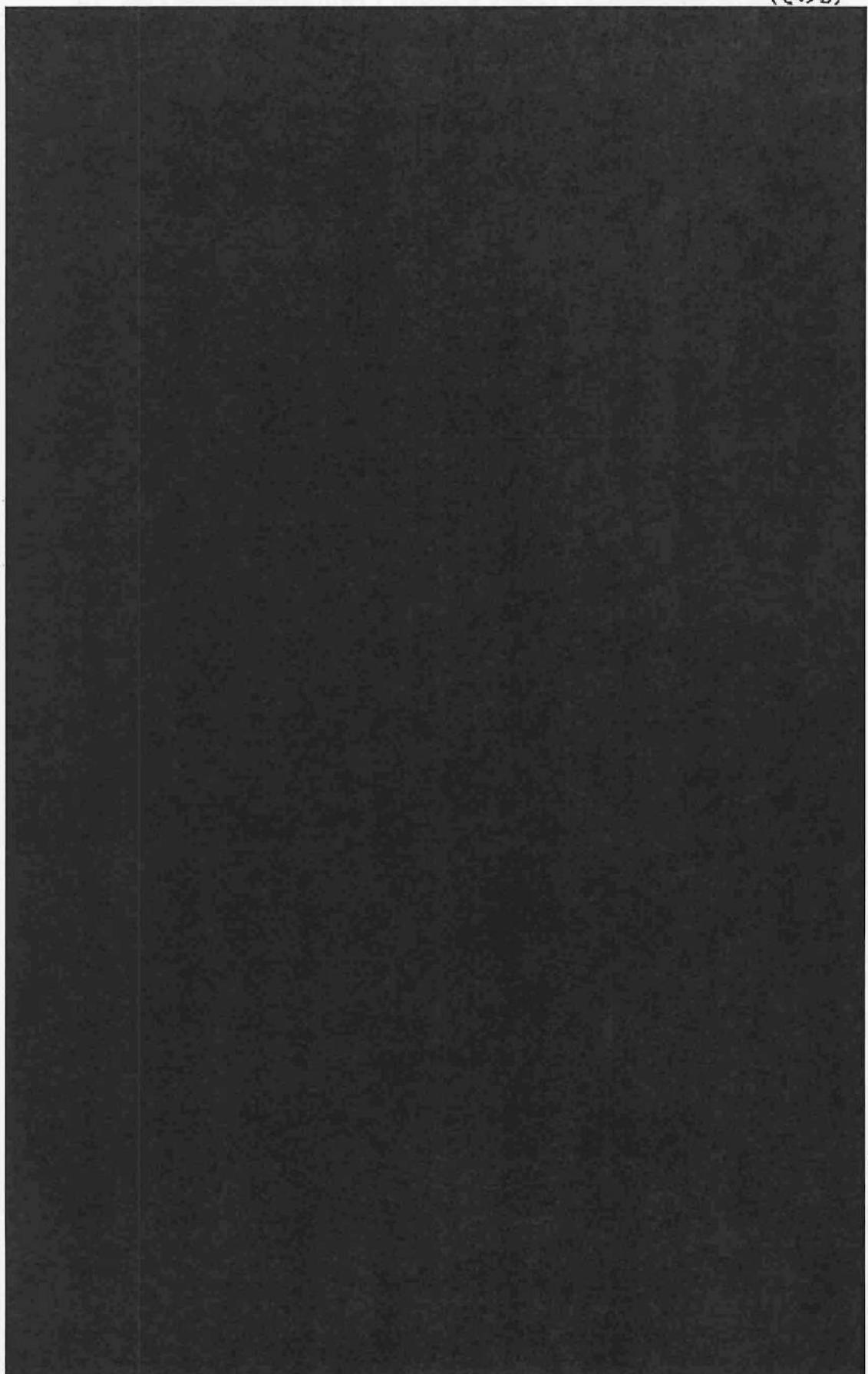
- 注 1 自動車については、その署の予想最大必要数が確保できるようにすること。
 2 船舶については、管内に浸水等のおそれがない署においても借入可能な限り調査を行うこと。
 3 型の欄は自動車にあつてはトラック、バス等の別、船舶はポート、網船、荷足船等の別を記入すること。
 4 乗船能力20名以上の大型船は除くこと。

様式第2 (第66条関係)

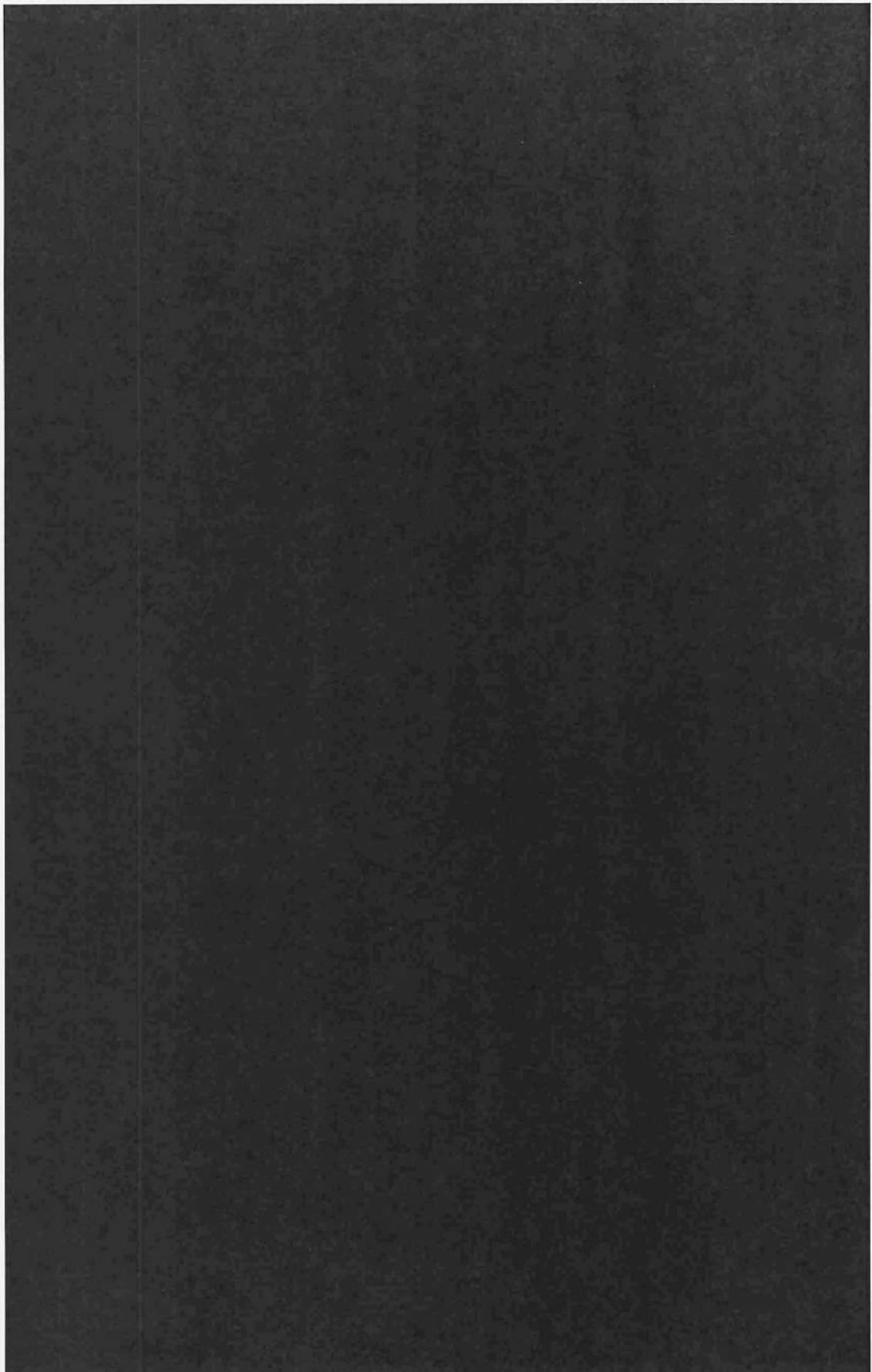
基 础 調 査 表

(その1)

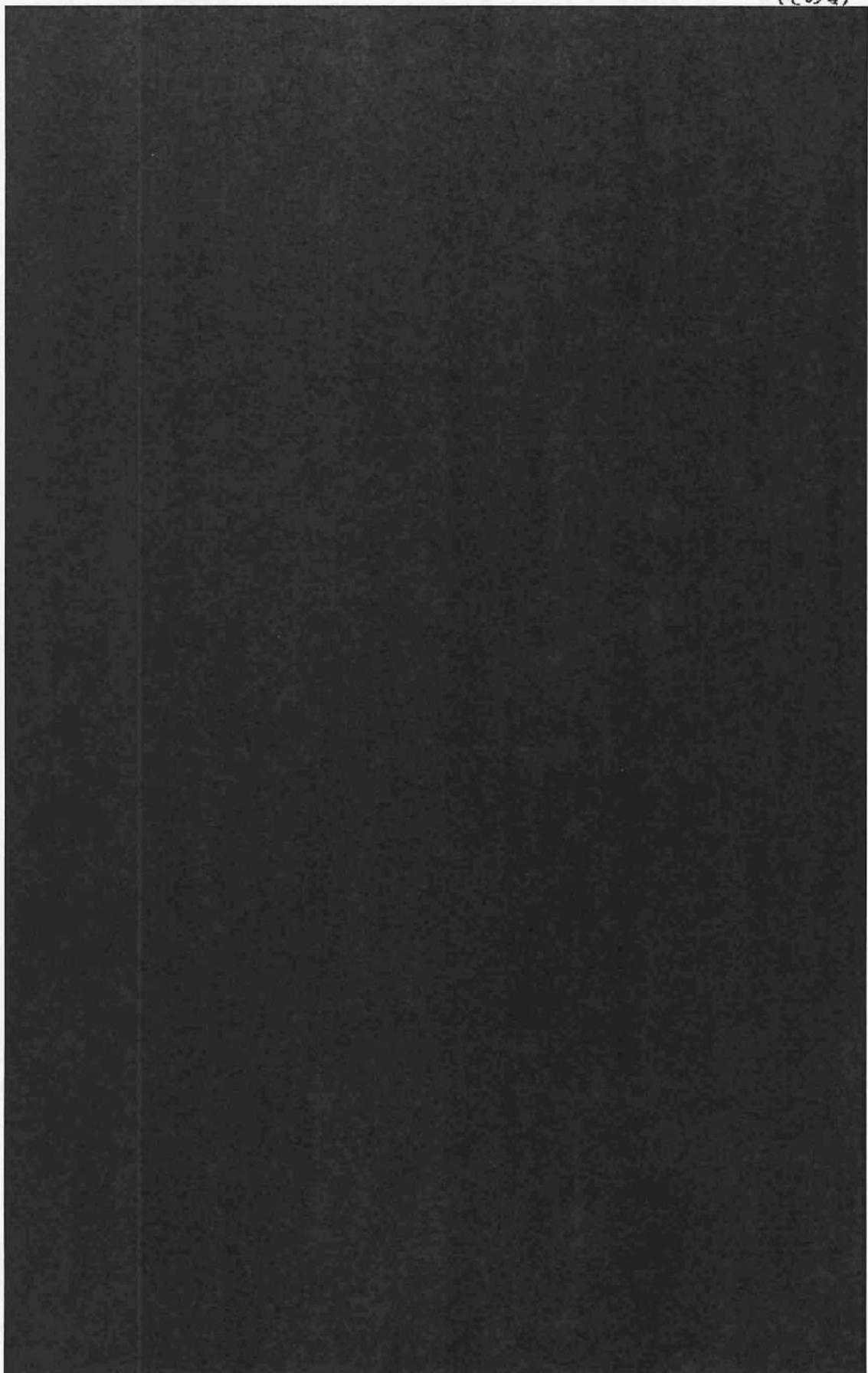
(その2)



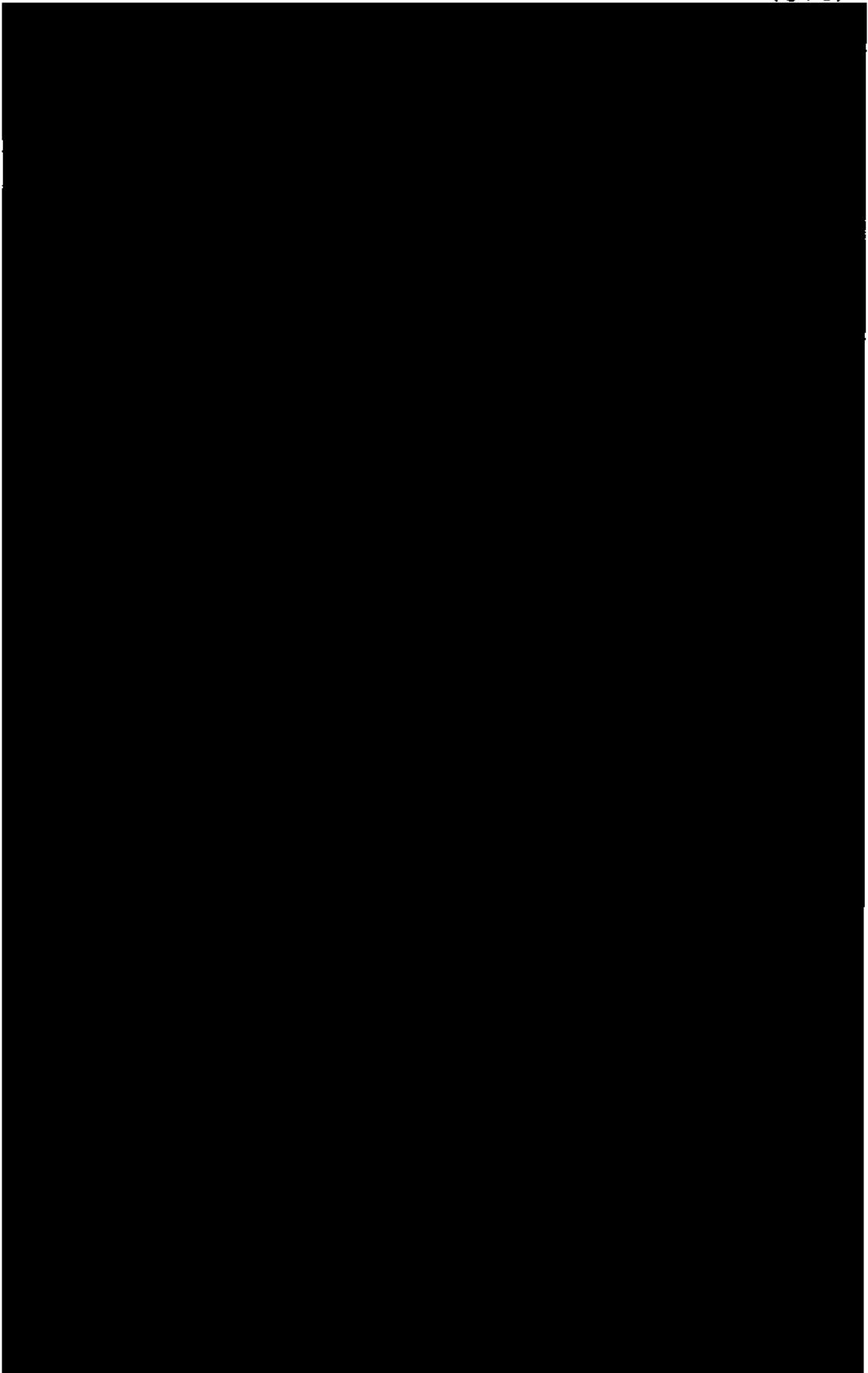
(その3)



(その4)



(その6)



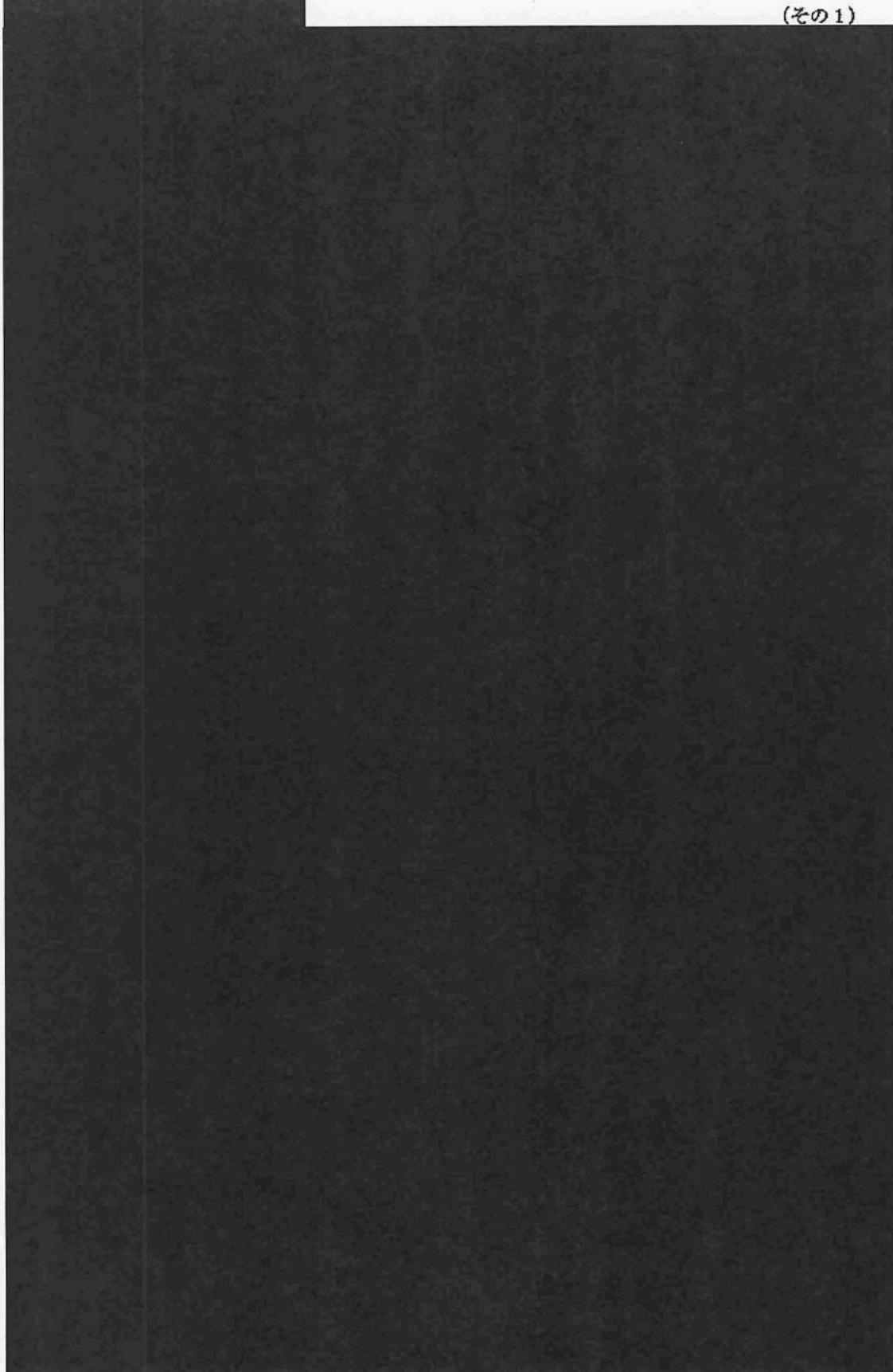
(その6)

(その?)

様式第3 (第68条関係)

基 础 計 画 表

(その1)

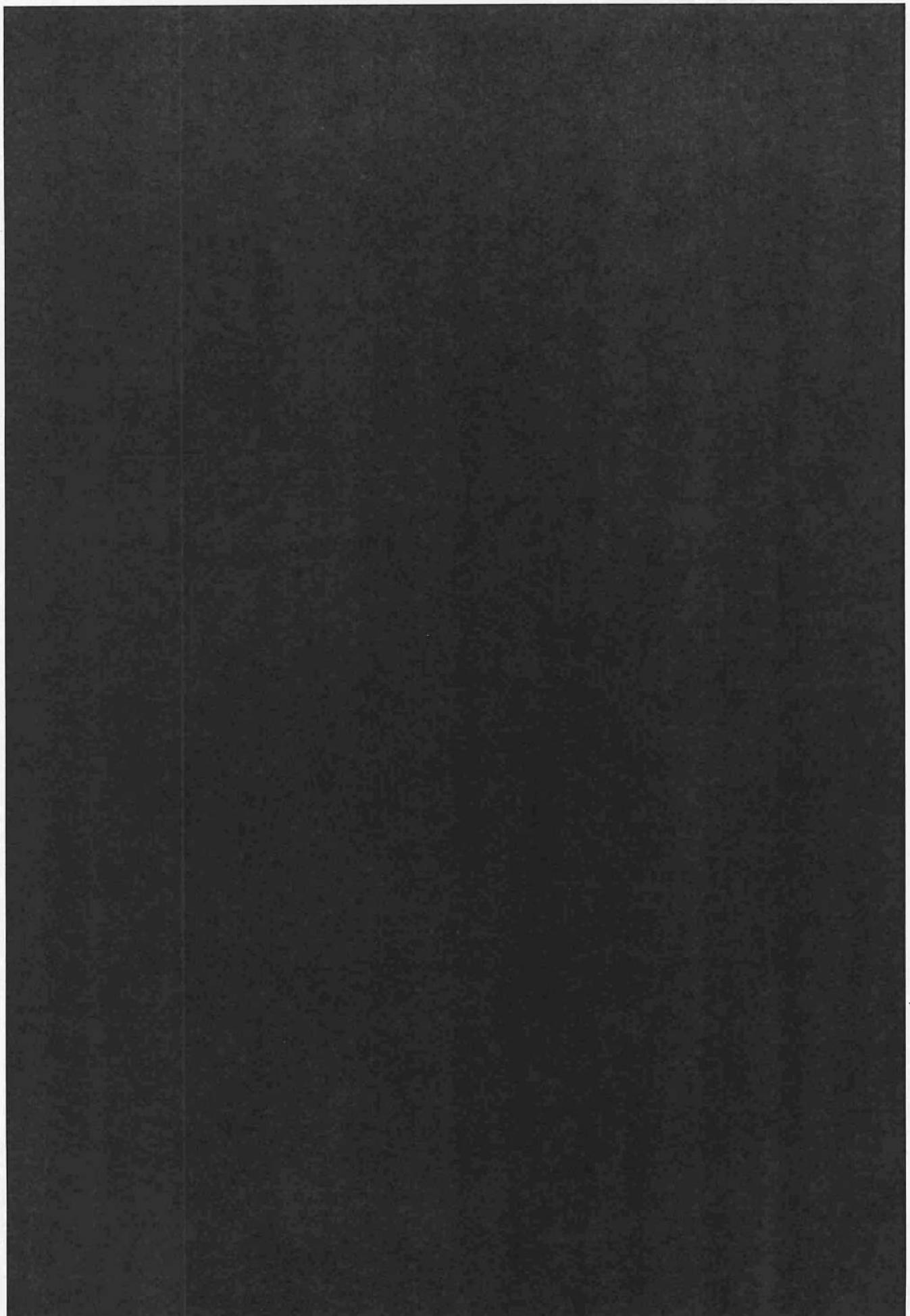


(その2)

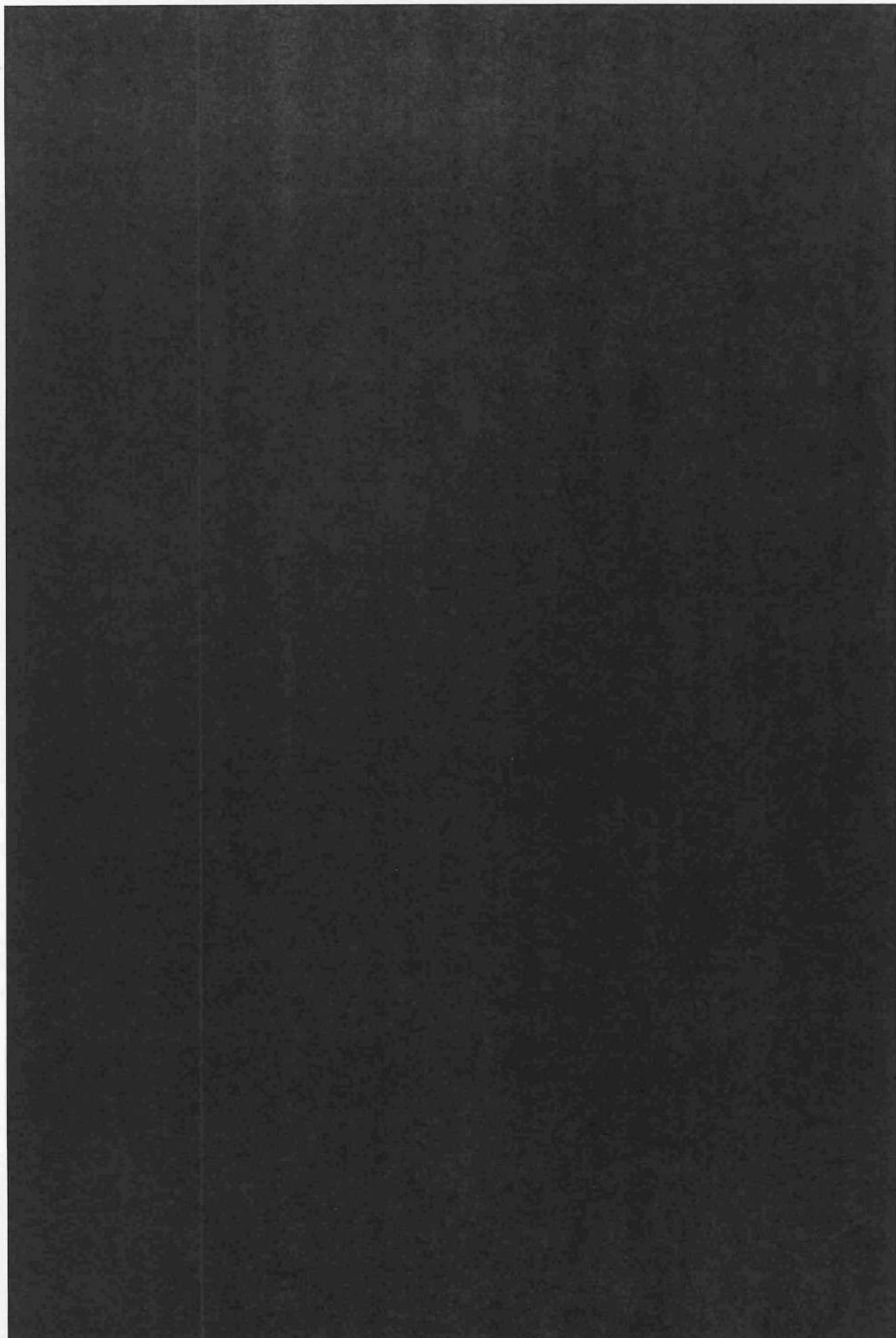
(その3)

(その4)

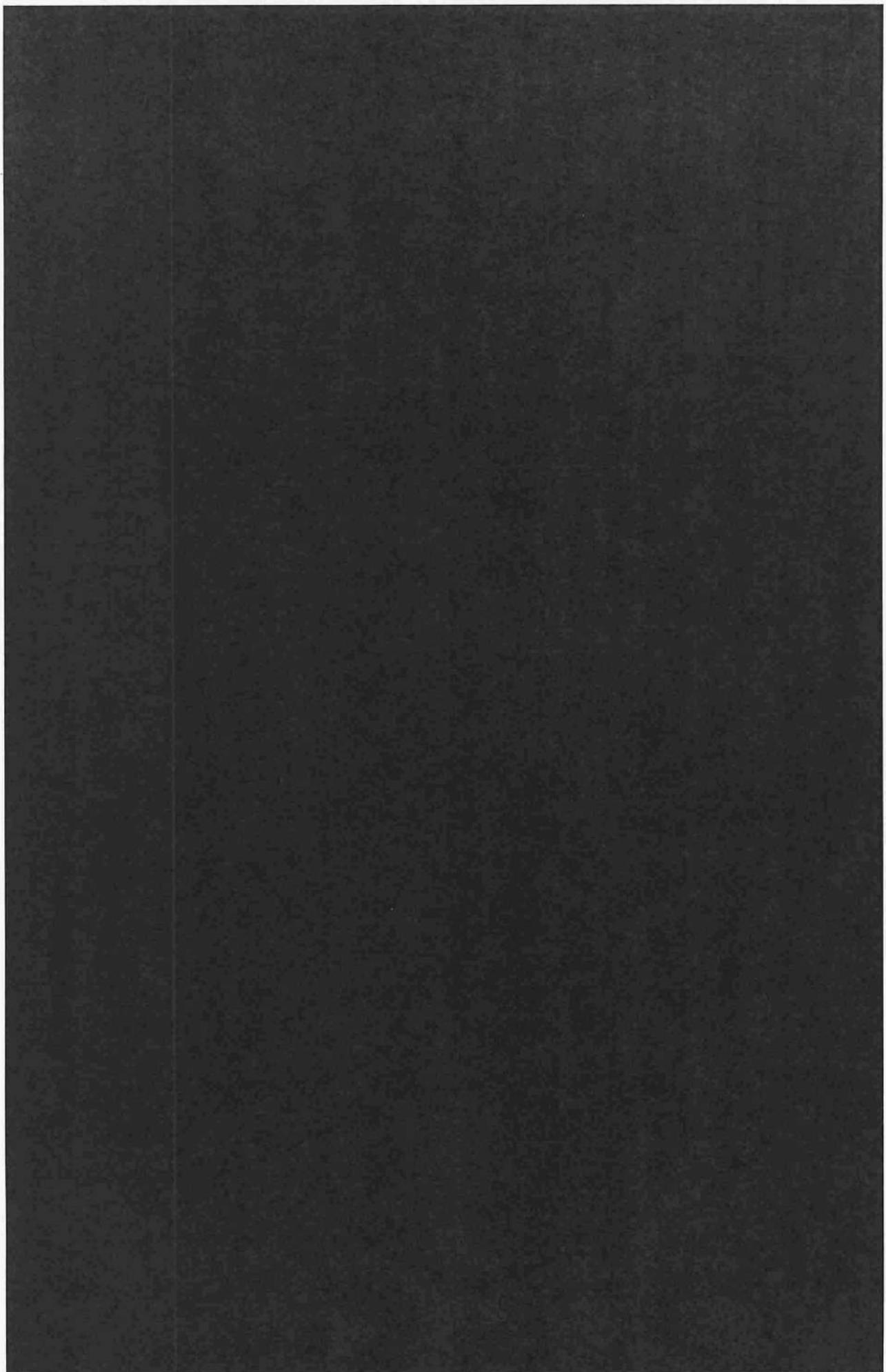
様式第4



樣式第5



様式第6



樣式第 7 及 U 樣式第 8 刪除

模式第9 (第101条附录)

臨 摄 者 安 付 級

(注) 1 独身別欄には、内勤、地域の別及び卸私服別を記記すること。

2 端末欄には、応招に際し必要以上に時間を要した理由等を記入すること。

様式第10 (第149条関係)

月分

治安警備実施結果報告書

警察署

対象名													署			
日時	月 日() 時 分 ~ 時 分															
場所	区 町会場 () ~ 解散地 ()															
関連署	—自署—															
主催団体																
目的及び団体											参加人員	名				
形態及び人員	集会(名) デ(名) 陳(名) すわり(名) その他(名)															
警備態勢	自署			応援部隊									総計			
	制	私	計	署(隊)名			制	私	計	署(隊)名			制	私	計	合計
	制私区分															
	招集															
出動																
出動要請	日時	月日時分	要請者名													
違法行為の有無	有 無			規制の有無			有 無									
検舉人員	名			武器等の使用の有無			有 無									
負傷者	程度	警察官			相手方											
		軽傷	名			名										
		重症	名			名										
		死亡	名			名										
備考																

様式第11(第149条関係)

月分

雜 路 繫 佛 実 施 結 果 報 告

盤 紫 署

報告 () 第 号
年 月 日

警 備 部 長 殿

所 属 長 印

の警備実施結果報告

日 時	月 日 曜日	時 時	分 分	天 候										
場 所														
主 催 者 及 び 参 加 団 体					人 員									
原 因 (目 的)														
警 備 態 勢	区 分 署隊別	總員	制 私 別	招 集	動 員	出 勤	階 級 別					備 考		
			制 服				正	視	部	補	長		查	計
	自 署		私 服											
	応 援 部 隊													
合 計														
招 集						檢 拳 人 員 又 は 取 扱 事 項								
本 部 設 置														
配 置														
解 除						殺 傷、 装 備 の 損 耗 状 況 そ の 他								
出 勤 要 請	日 時													
	要 請 者													

(2号用紙)

(注) 1 記事欄には、次の項目に従つて記入すること。

- (1) 事案の概要
 - (2) 警備実施の状況（事前の措置・部隊の配置状況・警備措置）
 - (3) その他特異事項（規程第149条第1項第5号から第12号までに規定されている事案が発生した場合）
 - (4) 教訓事項
 - (5) その他必要事項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

報告 () 年 月 日

警備部長殿

年 月 分

災害月報

警 察 署 長 印

様式第14 (第153条関係)

警備日誌

署 長	副署 長	課 長	課長代 理	係 長	月 日 天候								
					1 治安警備	2 災害警備	3 運輸警備	4 教育訓練の別	5	6			
対 象 種 別	(1) 労働運動	(1) 火災	(1) 個別	学 科	術 科								
	(2) 学生	(2) 風水害	(2) 祭										
	(3) 市民	(3) 爆発	(3) 騒乱等										
	(4) 農民	(4) 交通事故	(4) その他										
	(5) その他	(5) その他											
警 備 態 勢	所	異	總	員	招	勧	出	正	視	部	備	長	登
	自衛												
	応												
	援												
	計												
特 異 事 項	人	的	被	害	物	的	被	害	被	檢	舉	告	
	監察官	そ	の	他									
	死者		死	者									
	重傷		重	傷									
	軽傷		輕	傷									
	不明		不	明									
	計		計										
実 施 概 要	件名												

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 「対象種別」欄1ないし3については該当事項を○で囲み、4については学科及び術科の種別を簡記すること。
- 「警備態勢」欄の応援部隊欄が足りないときは別紙に記入して添付すること。
また、「招集」とは警備実施のため招集した人員、「勤員」とは部隊編成をして警備現場に向け出た人員、「出勤」とは勤員後実際に警備現場で部隊活動を行つた人員を指す。
- 「特異事項」欄の「人的被害」はその数のみを、「物的被害」は警棒折損5本等と、「被検举者」は誰ほか何名と簡記し、各事項の詳細は必要に応じ実施概要欄末尾に記入すること。
- 「実施概要」欄は、特異事項のない限り簡記するものとする。